

環白山地域の観光魅力発信事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

霊峰白山を中心に、石川・福井・岐阜の3県にまたがる白山周辺地域をめぐる「白山プラチナルート」を活用した広域周遊観光の推進として、環白山地域の5市村（白山市、勝山市、大野市、郡上市、白川村。以下「環白山地域」という。）の魅力为全国に向けて発信することにより、認知度向上を図り、誘客につなげる。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：環白山地域の観光魅力発信事業
- (2) 業務内容：別添「環白山地域の観光魅力発信事業」業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託予定金額：2,700千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※各事業に係る予算目安

(1) 地元ライターによるオススメ情報発信事業	1,700千円
(2) インスタグラムを活用した情報発信事業	1,000千円
計	2,700千円

3 スケジュール（予定）

項目	日程
企画提案参加の参加表明受付期限及び提出資料等に関する質問受付期限	令和6年6月28日（金）17時
質問に対する回答	7月3日（水）
企画提案書提出期限	7月17日（水）17時
審査結果の通知	7月24日（水）
委託契約の締結	7月下旬頃

4 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 参加申込書提出時点において、石川県、福井県、岐阜県のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録され、資格の停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 審査会実施日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

5 企画提案書の提出方法等

仕様書を踏まえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書の内容

仕様書を踏まえ、以下について記載すること。

①企画提案

- ・地元ライターの募集方法、想定するライターの概要等
- ・想定するHP掲載数及びInstagram投稿数（30件以上）
- ・HP掲載におけるSEO対策を意識した記事制作の工夫
- ・Instagramを意識した写真及び文章の投稿の工夫
- ・2つの事業の連携による相乗効果を生み出す工夫

②スケジュール

- ・全体スケジュール
- ・HP掲載における取材から記事掲載までの想定スケジュール

③業務の実施体制等

- ・実施体制（人員体制、連携体制、校正体制等）
- ・類似事業受託実績

(2) 企画提案書の様式等

- ・企画提案書はA4横、左上1点ホチキス留めにて作成
- ・企画提案書を保護する透明カバーは不要
- ・見積書は企画提案書内に綴じ込むこと。
- ・提出する企画提案書は、会社名の記載が無いものを5部、記載の有るものを1部（表紙に会社名、部署名、担当者名を表記）提出

(3) 提出期限

令和6年7月17日（水）17時（必着）

(4) 提出方法

以下のあて先に送付または持参するとともに、電子データ（PDFファイル）でも提出すること。※ 郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと

〈提出先〉

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

環白山広域観光推進協議会（石川県文化観光スポーツ部観光戦略課観光政策グループ内）

(5) 参加の意思表示、質問の受付及び回答

①参加の意思表示は、令和6年6月28日（金）17時までに下記書類を送付または持参すること。※ 郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

・環白山地域の観光魅力発信事業の業務委託事業に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

・環白山地域の観光魅力発信事業の業務委託事業応募資格誓約書（様式2）

なお、書類の提出先は（4）と同様とする。

②提出資料等に関する質問がある場合は、令和6年6月28日（金）17時までに、文書

（電子メール可）により提出し、件名は「環白山地域の観光魅力発信事業業務委託企画提案質問」とすること。電話等での質問は原則受け付けない。

③質問に関する回答については、上記①で、参加の意思を明らかにした事業者全員に対し、一括して文書（電子メール、PDFファイル）で行う。

(6) 留意事項

①一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。

②資料提出後の追加・訂正は認めない。

③提出された書類は、返却しないものとする。

④提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 企画提案書の審査について

(1) 実施方法

各事業者から提出された企画提案書を、別表の「審査項目及び評価内容」により、審査委員が書面審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した事業者を選定する。

(2) 審査内容について公表しない。

(3) 審査結果については、別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

7 企画提案にかかる失格要件について

次の事項に該当したものは、企画提案参加の資格を失う。

(1) 本実施要領に定める条件や規定に従わないとき

(2) あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合

(3) その他公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、または行おうとした場合

8 委託契約の締結

上記6により選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、環白山広域観光推進協議会と契約を締結する。なお、当該事業者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

<連絡先> 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
環白山広域観光推進協議会（石川県文化観光スポーツ部観光戦略課観光政策グループ内）
電話：076-225-1127 FAX：076-225-1129
電子メール：i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

〈別表〉審査項目及び評価内容

審査項目	審査基準	配点
企画の趣旨	・ 委託事業の趣旨、目的にそった企画提案になっているか。	5
企画提案力	【地元ライターについて】 ・ 幅広いライターを募集し、選定可能か。	10
	【掲載・投稿内容について】 ・ より多くのHP掲載及びInstagram投稿が実施可能か。 ・ HP掲載におけるSEO対策を意識した記事制作が可能か。 ・ Instagramを意識した写真及び文章の投稿が可能か。	25
	【相乗効果】 ・ 2つの事業の連携による相乗効果を生み出す工夫となっているか。	20
	【独自提案】 ・ 仕様書にて求められる業務以上の提案があるか。	10
実施体制	・ 全体スケジュールを安定的に遂行できる体制となっているか。 ・ 取材から記事掲載までを速やかに実施できる体制となっているか。 ・ 地元ライターが制作した記事校正を適正に実施できる体制となっているか。	15
業務実績	・ 類似取扱業務の実績（過去5年）に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	10
経費	・ 経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った適切な経費であるか。	5
合 計		100